

第4期 有田市障害福祉計画

平成27年度～平成29年度



平成27年 3月

和歌山県 有田市

はじめに

有田市では、平成19年3月に障害者基本法に基づいた、「有田市障害者基本計画」を策定し、すべての市民の人権が尊重され、障害のある人もない人も地域社会でいきいきと暮らしていけるノーマライゼーション社会の実現を目指し計画の推進に取り組んでいます。

平成18年(2006年)、「障害者自立支援法」(平成25年度からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。))が成立し、それまで身体障害・知的障害・精神障害の障害種別ごとに提供されてきた障害福祉サービスの垣根をなくし、障害種別間でのサービス格差を是正、複雑なサービス体系の解消を図り、サービス利用者にとってわかりやすい内容となりました。

平成18年度より3年間ごとに策定される障害福祉計画は、「有田市障害者基本計画」における様々な分野の中でも、特に生活支援分野における実施計画という位置づけから、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定めた計画となっています。

「第4期有田市障害福祉計画」においては、第3期計画の達成状況や課題等を検証のうえ、国の基本策定方針に応じた基本的な障害者施策を明らかにし、具体的な数値目標を掲げ、その達成に向けて施策を推進していくものとします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

有田市長 望月 良男

目 次

第1章	第4期障害福祉計画策定について	1
第1節	計画策定の概要	1
第2節	計画の期間	1
第3節	計画の性格・位置づけ	1
第4節	他計画との関連性について	2
第5節	障害者総合支援法等の改正について	3
第2章	計画の基本方針	4
第1節	計画の基本的な考え方	4
第3章	障害のある人の状況	5
第1節	身体障害のある人の状況	5
第2節	知的障害のある人の状況	7
第3節	精神障害のある人の状況	8
第4節	難病患者の状況	9
第4章	第3期計画の実績	10
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行	10
第2節	入院中の精神障害者の地域生活への移行	11
第3節	福祉施設からの一般就労への移行	11
第5章	第3期計画の障害福祉サービスの実績値	12
第1節	自立支援給付の実績	12
1	訪問系サービスの実績値の状況	12
2	日中活動系サービスの実績値の状況	13
3	居住系サービスの実績値の状況	14
4	相談支援の実績値の状況	15
5	障害児支援の実績値の状況	16
第2節	地域生活支援事業の実績	17
1	必須事業	17
2	任意事業	18
第6章	平成29年度末に向けた数値目標	20
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行	20
第2節	地域生活支援拠点等の整備	20
第3節	福祉施設からの一般就労への移行	21

第7章	第4期計画の障害福祉サービスの見込み	22
第1節	自立支援給付の見込み量	22
1	訪問系サービス	22
2	日中活動系サービス	22
3	居住系サービス	23
4	相談支援	24
5	障害児支援	25
第2節	地域生活支援事業の見込み量	26
1	必須事業	26
2	任意事業	29
第8章	計画の推進体制	32
第1節	計画の推進主体	32
第2節	地域社会への広報および啓発活動	32
第3節	計画の点検・評価体制の構築	33

第1章 第4期障害福祉計画策定について

第1節 計画策定の概要

本市では、平成19年3月に「有田市障害者基本計画（平成19～28年度）」を策定し、障害のある方が地域活動に参加し安心して生活を営むことができるよう、障害者施策に取り組んでいます。また平成18年度以降第1期から第3期までの障害福祉計画を策定し、新たな障害福祉サービスの定着と必要なサービス基盤の整備に関する取組を推進してきました。

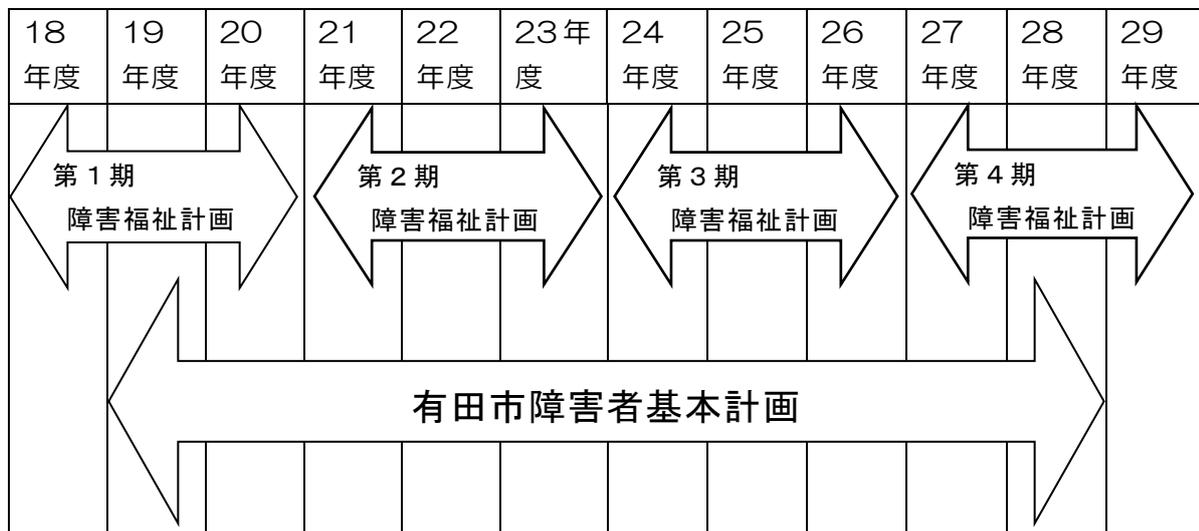
今回「第4期有田市障害福祉計画」（以下、「第4期計画」といいます。）においては、第3期計画の達成状況や課題等を検証のうえ、国の基本的な策定指針に沿った障害福祉サービス等の必要量を見込み、具体的な数値目標を掲げ、その達成に向けて施策を推進していくものとします。

第2節 計画の期間

「第4期有田市障害福祉計画」の計画期間は、国が示す基本指針に基づき、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

第3節 計画の性格・位置づけ

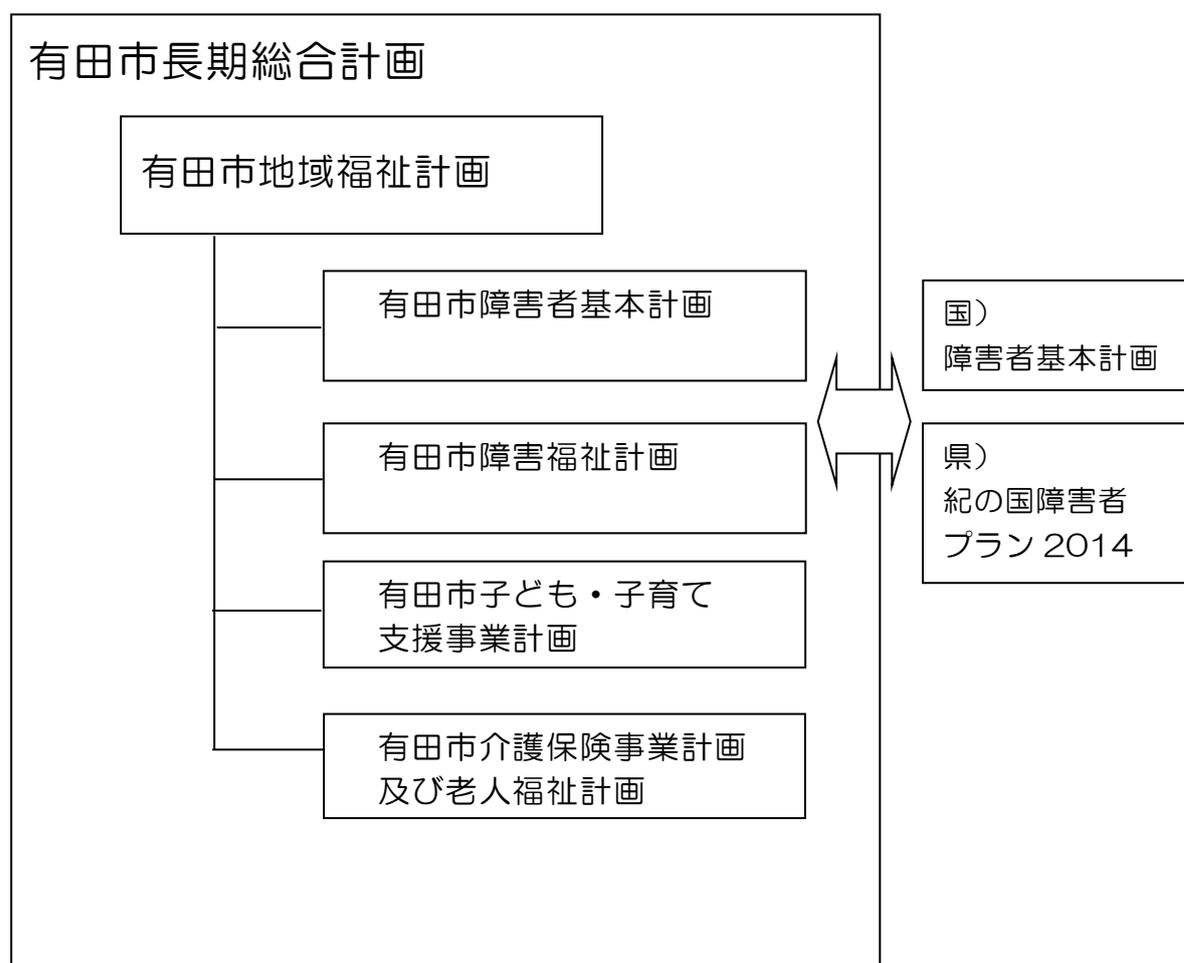
この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく、市町村障害福祉計画であり障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する本市の計画であります。また、本市における障害者施策の基本方針である「有田市障害者基本計画（平成19～28年度）」との整合性を持つ計画として位置づけられています。



第4節 他計画との関連性について

本計画は、国の「障害者基本計画」及び和歌山県の「紀の国障害者プラン 2014」を基本とするとともに、上位計画である「第4次有田市長期総合計画」、「有田市地域福祉計画」の障害者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、各分野別計画である「有田市介護保険事業計画及び老人福祉計画」、「有田市子ども・子育て支援事業計画」との調和を図っております。



第5節 障害者総合支援法等の改正について

「障害者自立支援法」に代わり、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行されました。「障害者総合支援法」では、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが目的とされています。本計画では、このような国の動きとの整合性を確保して策定します。

① 目的の改正

- 目的規程の文中において、「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」という表現に代わり、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と明記されました。
- 目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行うことが位置づけられました。

② 障害者の範囲の見直し

- 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が加えられました。

③ 障害支援区分への名称・定義の改正

- 「障害程度区分」が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。

④ 障害者に対する支援の見直し

- 「共同生活介護（ケアホーム）」が「共同生活援助（グループホーム）」へ一元化されました。
- 「重度訪問介護」及び「地域移行支援」の利用対象が拡大されました。
- * 重度訪問介護：重度肢体不自由者を対象とするものから重度の知的障害者及び精神障害者も対象者となりました。
- * 地域移行支援：「施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障害者」から「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」に変更されました。

⑤ 地域生活支援事業の見直し

- 市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業が見直されました。

⑥ サービス基盤の計画的整備

- P D C A サイクルを活用した障害福祉計画に見直しされました。
- 自立支援協議会の地域の実情に応じた名称の変更や、当事者や家族の方も参画するよう見直されました。

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の基本的な考え方

平成23年3月に策定された「第4次有田市長期総合計画」の分野別目標である「ともに支え合い、健康で安心して暮らせる福祉のまち」を実現するため、障害者福祉施策として障害のある人もない人も地域社会で安心して暮らせる環境づくりをめざす「ノーマライゼーション」を、障害者福祉の基本理念としてこれまでも取り組んできました。

第4期計画においても、この方針を継承しながら、様々な障害のある人のニーズに対応し、地域での生活を支えていくため、量的な確保とともにサービスの質の充実にも力を入れていきます。また、就労支援の体制づくりや、障害者や家族等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、相談支援事業所の充実のために必要な施策を推進していきます。



第3章 障害のある人の状況

第1節 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、年々増加傾向にあります。

平成26年4月1日現在の等級別では、1級手帳所持者が470人（約27%）と最も多く、1級・2級の重度の手帳所持者が高い割合になっています。

障害種別では、肢体不自由の方が940人（約54%）で最も多く、次に内部障害が475人（約27%）と多くなっています。ここ数年間で割合が大きく増加している障害種別は、内部障害となっています。

*身体障害者手帳は、1級から6級までであり、1・2級＝重度、3級・4級＝中度、5級・6級＝軽度となっています。

身体障害者（児）手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	455	435	478	464	471	470	470
2級	327	317	313	282	270	269	261
3級	292	293	287	285	283	296	299
4級	386	387	385	397	422	436	456
5級	126	123	113	120	118	116	112
6級	156	155	154	150	153	152	150
計	1,742	1,710	1,730	1,698	1,717	1,739	1,748

各年4月1日現在

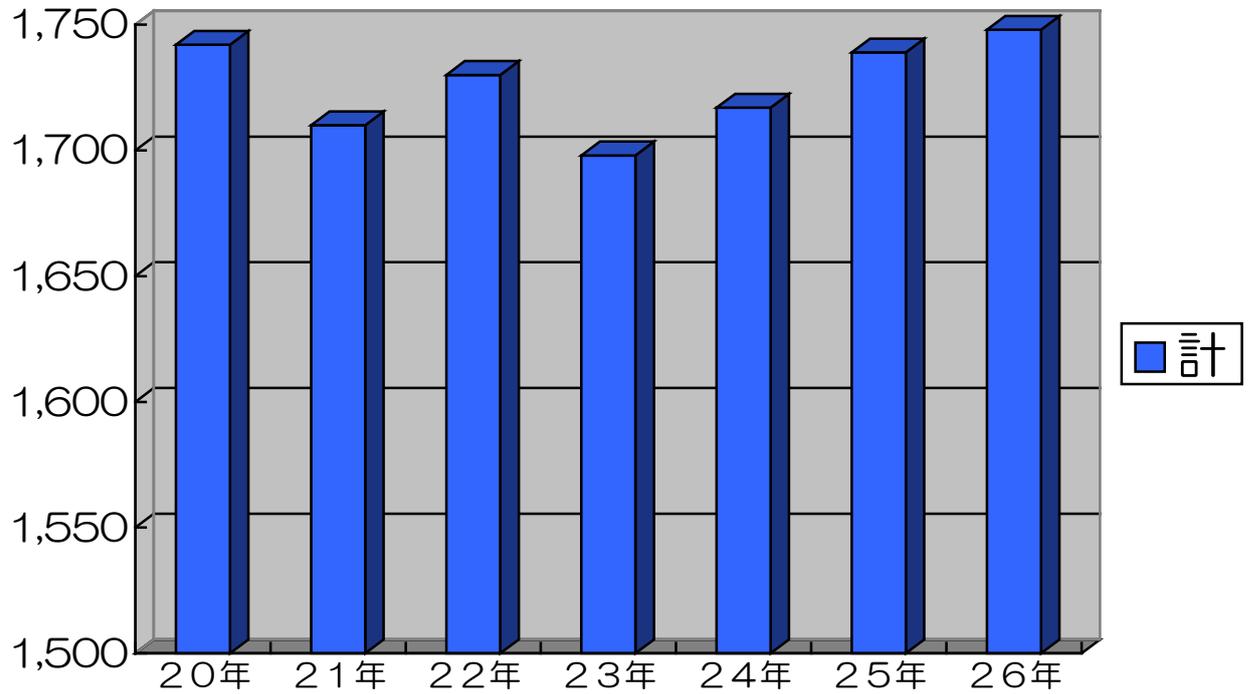
身体障害者（児）手帳所持者数（障害別）

単位：人

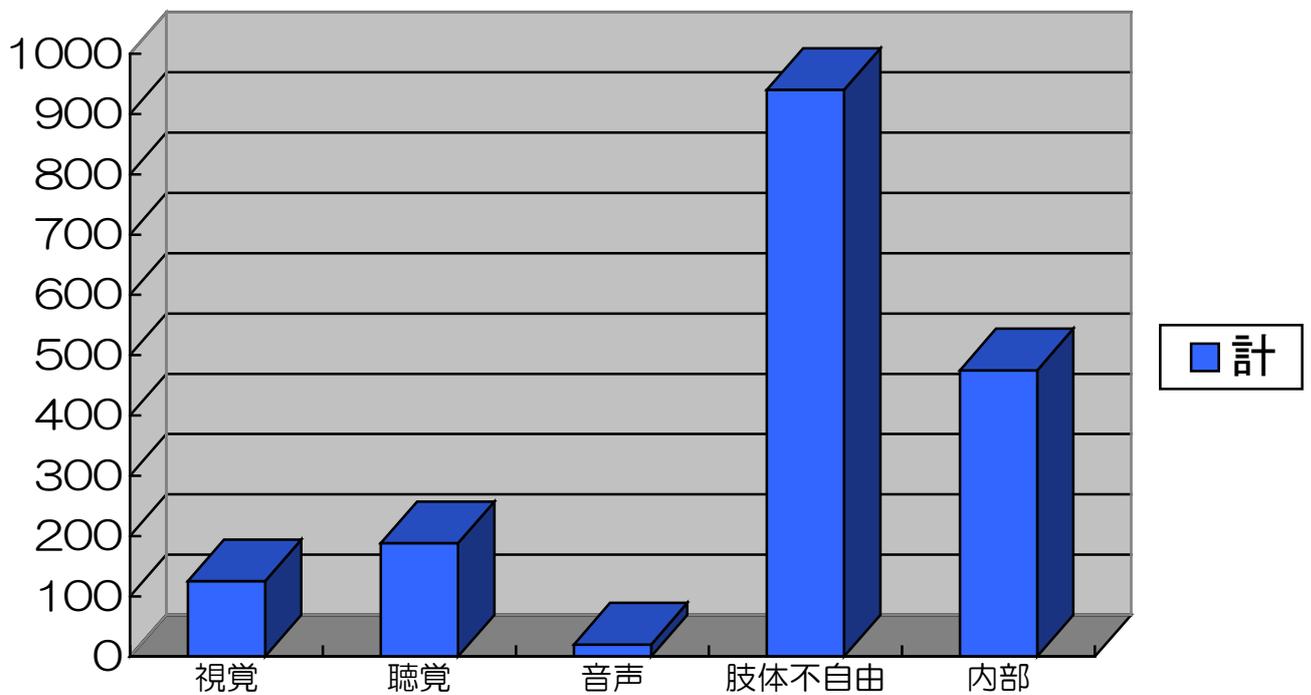
区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・ 言語・ そしゃく・ 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	47	8	0	173	242	470
2級	37	35	4	178	7	261
3級	7	19	8	186	79	299
4級	8	37	8	256	147	456
5級	14	1	0	97	0	112
6級	12	88	0	50	0	150
計	125	188	20	940	475	1748

平成26年4月1日現在

身体障害者（児）手帳所持者数の推移（人）



身体障害者（児）手帳所持者数（障害別）（人）



第2節 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、平成26年4月1日現在245人で、近年、微増傾向となっています。

*療育手帳は、A判定＝重度、B1判定＝中度、B2判定＝軽度となっています。

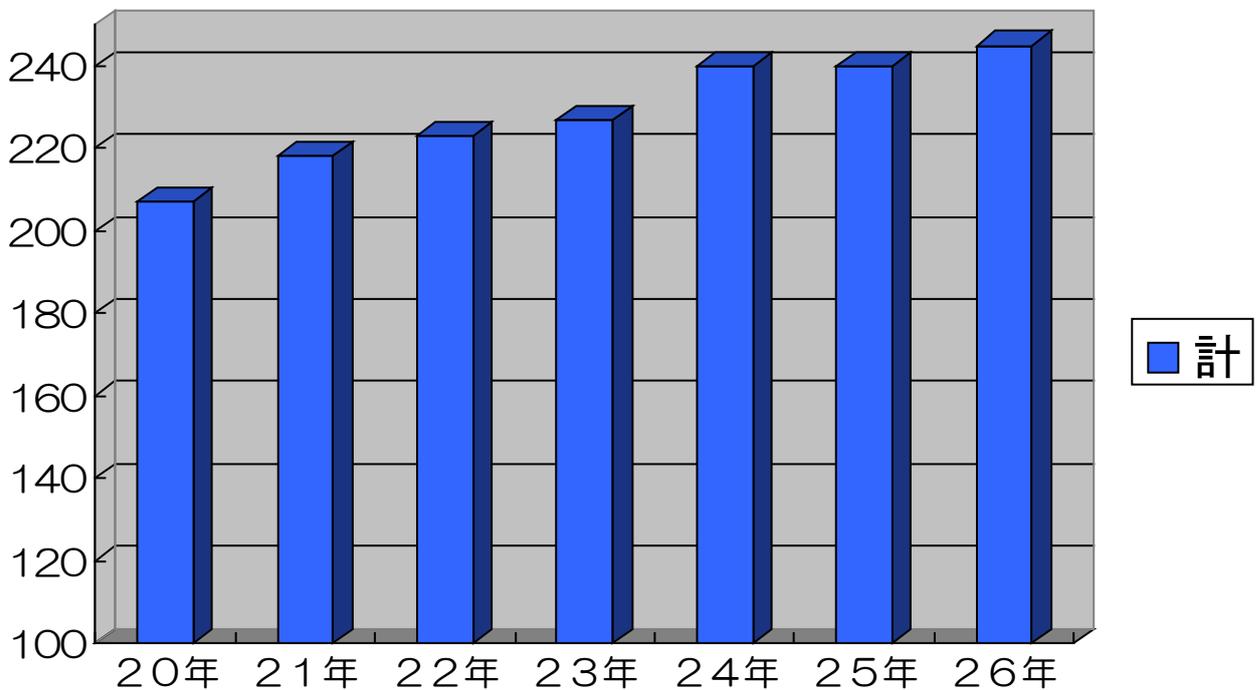
判定別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	26年 割合
A判定	105	107	108	106	106	104	103	42%
B1判定	54	58	56	58	61	59	61	25%
B2判定	48	53	59	63	72	77	81	33%
計	207	218	223	227	240	240	245	100%

各年4月1日現在

(人)



第3節 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年4月1日現在134人で、増加傾向となっています。

等級別では、2級（中度）が80人で、全体の約60%と高い割合となっています。

*精神障害者保健福祉手帳は、1級＝重度、2級＝中度、3級＝軽度となっています。

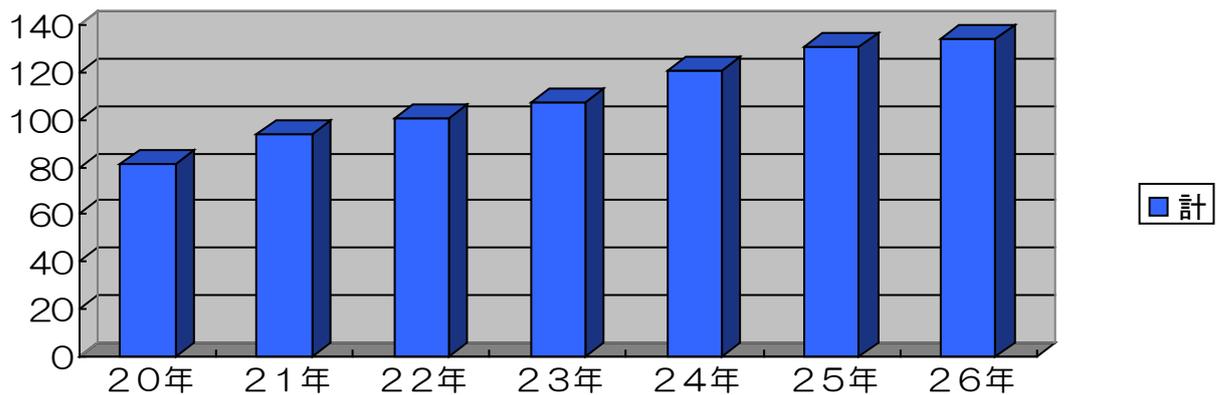
障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	21	19	16	15	16	19	18
2級	46	49	54	63	70	71	80
3級	14	26	31	29	35	41	36
計	81	94	101	107	121	131	134

各年4月1日現在

(人)



通院医療費公費負担承認者数の推移

単位：人

20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
201	212	243	259	274	287	281

各年4月1日現在

第4節 難病患者の状況

難病患者数は、平成21年の203人から増加しており、平成24年に245人とピークを迎え、その後は減少しています。

難病患者数の推移

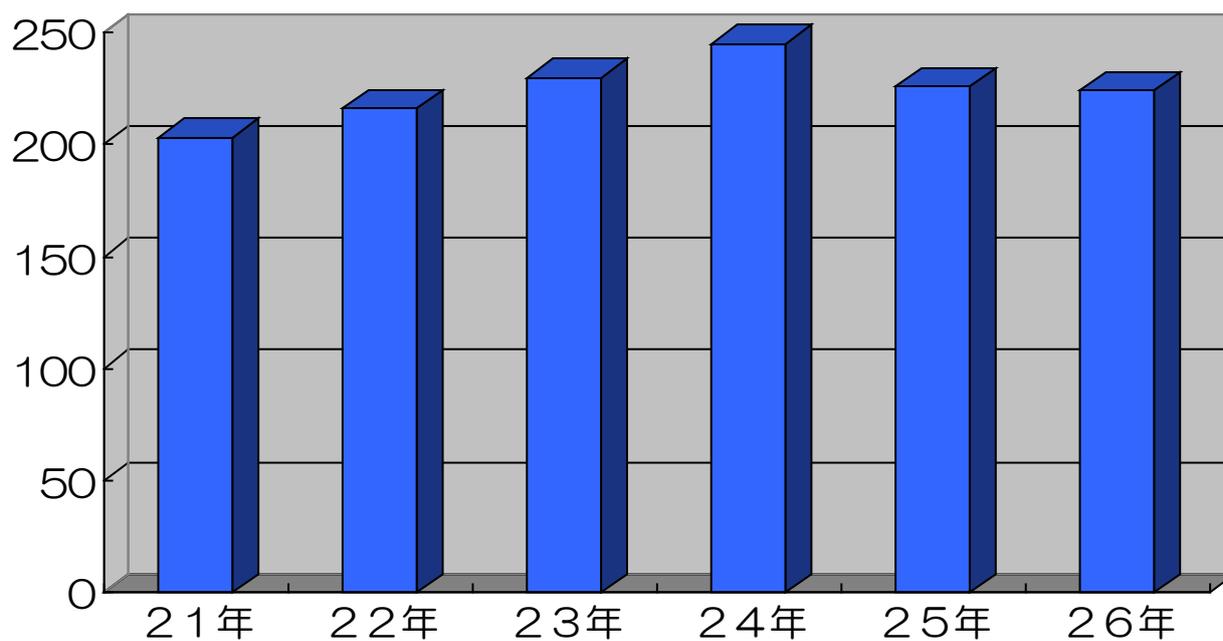
単位：人

21年	22年	23年	24年	25年	26年
203	216	230	245	226	224

各年3月31日現在

資料：湯浅保健所

(人)



第4章 第3期計画の実績

本市では、地域移行や就労支援といった課題に対して、国の基本指針に即して、平成26年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成26年度末までに、平成17年10月における入所施設の入所者の3割以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成26年度末時点の施設入所者数を10%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定することとなっています。

第3期計画までの目標値と実績

項 目	数 値	考 え 方
施設入所者数	36人	平成17年10月1日の全施設入所者数
目標値	6人	平成26年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
地域生活移行者数	16.7%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
目標値	3人	平成26年度末段階での削減見込数
削減見込	8.3%	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
実績 施設入所者数	29人	平成26年9月末現在の施設入所者数
実績 地域生活移行者数	7人	平成26年9月末までに施設入所からグループホーム等へ移行した人数

評価と課題

- ・施設入所者数の削減と地域生活移行者数は目標値を上回っています。
- ・今後も施設や病院から地域生活への移行に向け支援していきますが、在宅の障害者についても介護者の高齢化に伴い、グループホームの需要が高まっていますので、現在市内にはこうした施設がないことが大きな課題となっています。

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第3期計画の目標値と実績

項目	数値	考え方
計画時	16人	第2期計画策定時点の和歌山県調べによる患者調査等から把握された退院可能精神障害者数
実績	3人	

第3節 福祉施設からの一般就労への移行

第3期計画の目標値と実績

項目	数値	考え方
福祉施設利用者数	79人	第3期計画策定時の福祉施設利用者数
目標値 一般就労移行者数	3人	平成26年度までの間において、福祉施設を退所し、一般就労する人の目標数
実績	2人	福祉施設を退所し、一般就労した人の数

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業を行う施設をいいます。

評価と課題

- ・一般就労移行者は2人でした。
- ・就労支援体制の整備や障害者を受け入れる企業の開拓など、関係機関との連携が重要となっています。



第5章 第3期計画の障害福祉サービスの実績値

第1節 自立支援給付の実績

第3期計画に基づき、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「指定相談支援」「障害児支援」の各種障害福祉サービス提供を推進しました。その実績は次のとおりです。

特に訪問系サービスを始めとする障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の確保が重要であり、サービス提供事業所との連携など事業所の確保を進めていく必要があります。

1. 訪問系サービスの実績値の状況

単位：時間／月

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
居 宅 介 護 重度訪問介護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	1,366	1,207	1,430	1,258	1,494	1,364

■ サービス内容

サービス種別	サービス内容
居 宅 介 護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
行 動 援 護	重度の知的障害、または重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を有する障害者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

評価と課題

- ・訪問系サービスは、施設入所者の地域移行が計画通りに進んでいないことなどから、実績が計画値を下回っています。しかし、今後地域移行の推進からサービスの利用量が増加することが予測されます。

2. 日中活動系サービスの実績値の状況

単位：人日/月（療養介護は人/月）

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	利用者数	52	52	54	57	56	57
	日数	1,196	1,063	1,242	1,180	1,288	1,195
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1	0	1	0	1	0
	日数	23	0	23	0	23	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	3	3	3	3	3	4
	日数	69	46	69	44	69	92
就労移行支援	利用者数	14	17	16	12	18	10
	日数	322	320	368	231	414	179
就労継続支援 (A型)	利用者数	9	10	9	11	9	14
	日数	207	185	207	225	207	282
就労継続支援 (B型)	利用者数	44	42	46	51	48	53
	日数	1,012	682	1,058	847	1,104	963
療養介護	利用者数	5	4	5	4	5	4
短期入所	利用者数	6	4	6	6	6	7
	日数	42	45	42	59	42	58

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	昼間、障害者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

評価と課題

- ・生活介護については、計画よりも少なくなっていますが利用者は増加しています。
- ・就労移行支援は、有田圏域に就労移行支援の行う作業所1ヵ所しかないうえ、なかなか一般就労へ結びつくことが難しいため、利用者が減少しています。
- ・就労継続支援については、支援学校からの卒業者や精神障害をお持ちの方の利用が増えていることもありA型B型ともに利用者が多くなっています。また、有田圏域内の作業所の定員がいっぱいになっており、他圏域へ通所する利用者も増えています。
- ・療養介護は支給決定要件が外のサービスに比べて細かく、利用者数は横ばいです。
- ・短期入所は利用者が増加してきています。また、サービスを利用できる施設が、市内には無く、近郊の圏域の施設に利用が集中してしまい利用しにくい状態である。

3. 居住系サービスの実績値の状況

単位：人/月

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助 共同生活介護	20	16	22	22	24	24
施設入所支援	34	31	33	31	32	29

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。
共同生活介護	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、食事や入浴、排せつの介護を行います。平成 26 年度より共同生活援助に一本化されました。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障害者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

評価と課題

- ・居住系サービスについては、地域生活を営む上での生活の場として必要と考えられることから、広域での調整のもと、居住基盤の確保を進める必要があります。
- ・施設入所支援については、計画よりも少ない実績値となっています。

4. 相談支援の実績値の状況

単位：人/年

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	100	77	170	263	200	429
地域移行支援	3	1	3	1	3	1
地域定着支援	5	0	5	0	5	0

■サービス内容

区 分	内 容
計画相談支援	障害者等の心身の状況や環境、障害福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等利用状況を検証し計画の見直しを行うなど、継続的に支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に長期に入所等している障害者が、地域へ移行できるよう住居の確保その他の地域で生活をしていくための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者等の常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対し、相談支援等を行います。

評価と課題

計画相談支援は、平成 24 年度から、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する人に利用計画の作成が必要となったことから、年々利用者が増加しています。



5. 障害児支援の実績値の状況

単位：人/月

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		実績	実績	見込
児童発達支援 (医療型含む)	利用者数	25	29	24
	日数	387	426	425
放課後等 デイサービス	利用者数	35	37	33
	日数	503	556	495
保育所等 訪問事業	利用者数	0	0	0
	日数	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	0	1	1

サービス種別	サービス内容
児童通所支援	発達につまずきのある子どもが日常生活における基本的な訓練の指導、集団生活への適応訓練等を行うために施設等に通所して実施します。
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問事業	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回支援訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います
障害児 相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害児の自立した生活を目指し、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

評価と課題

- ・「児童発達支援」「放課後等デイサービスに」については増加傾向にあり、今後も増加すると見込まれます。
- ・障害児相談支援については、セルフプランでの計画作成を活用しながら、今後障害児相談支援事業所の充実を図りつつ進めなければなりません。

第2節 地域生活支援事業の実績

第3期計画に基づき、本市の地域生活支援事業として行った5つの必須事業とその他の任意事業の実績値は次のとおりです。

1. 必須事業

(1) 相談支援事業の実績値の状況

単位：箇所

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1

評価と課題

- ・相談支援事業については、「障害者相談支援事業」が2箇所、「地域自立支援協議会」が1箇所と計画どおりとなっています。

(2) コミュニケーション支援事業の実績値の状況

単位：人

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話通訳者または 要約筆記者の派遣	4	6	4	7	5	4

評価と課題

- ・コミュニケーション支援事業については、今後も障害のある人の社会参加への促進を図るため、サービスの充実が求められます。

(3) 日常生活用具給付事業の実績値の状況

単位：件数

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護訓練支援用具	3	1	3	4	3	17
自立生活支援用具	15	14	15	11	15	7
在宅療養等支援用具	10	10	13	8	15	5
情報・意思疎通支援用具	20	7	20	10	20	5
排泄管理支援用具	500	514	510	504	520	470
住宅改修費	3	2	3	3	3	1

評価と課題

- ・日常生活用具給付事業については、「介護訓練支援用具」が増加傾向にあります。

(4) 移動支援事業の実績値の状況

単位：人・時間

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数 (人/年)	40	40	45	37	50	35
延利用時間 (時間/年)	2,400	1,893	2,700	1,531	3,000	1,800

評価と課題

- ・移動支援事業については、適正な必要量を判断しながら、今後も社会参加への促進を図るため、サービスの充実が求められます。

(5) 地域活動支援センター事業の実績値の状況

単位：箇所・人

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
事業所数	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人/年)	2	0	2	0	2	0

2. 任意事業

(1) 更生訓練費・施設入所者就職支度員給付事業の実績値の状況

単位：人

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
更生訓練費給付事業	2	0	2	0	3	0
施設入所者就職 支度金給付事業	1	0	1	0	1	0

評価と課題

- ・更生訓練費給付事業、施設入所者就職支度金給付事業とも平成 24 年度から 26 年度までは実績がありません。社会復帰を促進するため今後も周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業の実績値の状況

単位：人

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数 (人/年)	35	39	40	38	45	34

評価と課題

- ・日中一時支援事業については減少傾向にあります。

(3) 社会参加促進事業の実績値の状況

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
身体障害者自動車 操作訓練事業	2	1	2	0	2	0
身体障害者自動車 改造助成事業	1	0	1	0	1	0

評価と課題

- ・身体障害者自動車操作訓練事業は見込みを下回っていますが、平成 24 年度に利用実績があります。



第6章 平成29年度末に向けた数値目標

国の「基本指針」に基づき、平成29年度に向けた本市における障害福祉サービスの目標を次のように定めます。

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の「基本指針」は、平成25年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行、平成29年度末時点における福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減となっており、本市においても重要な課題と位置づけ取り組んでいくものとしてます。

第4期計画の目標値

項目	数値	考え方
施設入所者数	31人	平成26年3月31日の全施設入所者数
目標値 地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	12.9%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
目標値 削減見込	1人	平成29年度末段階での削減見込数
	3.2%	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)

目標を達成するための方策

- ・グループホームの整備促進
- ・地域生活支援拠点の整備促進
- ・居宅サービス（居宅介護、短期入所等）の質と量の確保
- ・日中活動の場（自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）の確保
- ・地域の障害者に対する理解促進

第2節 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針は、市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本としております。

本市においては、施設入所・入院中の障害者が地域に移行する際のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者の介護者の入院等に伴う緊急的な短期入所の機能などを持つ、障害者の地域での生活を支援する拠点等の整備について圏域内で検討します。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1カ所	障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備する

第3節 福祉施設からの一般就労への移行

国の基本指針は、平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にすること。平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加すること。全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を占めることとなっています。

項 目	数 値	考 え 方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	1 人	平成 24 年実績 0 人の 2 倍以上
就労移行支援利用者の増加	15 人	平成 25 年度末 9 人の 6 割増加
就労移行支援事業所の就労移行率の増加	5 割	全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業を行う施設をいいます。

目標を達成するための方策

- ・就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの協力を得る。
- ・障害者が経済的に自立した生活を送れるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、工賃の向上を図る。
- ・地域自立支援協議会「就労部会」を中心に、就労支援に取り組みます。



第7章 第4期計画の障害福祉サービスの見込み

第1節 自立支援給付費の見込み

本計画における平成27年度以降のサービス見込量は、第3期計画でのサービスの利用実績を踏まえ、今後のニーズと成果目標、活動指標等を勘案し、次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスについては、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援のサービスがあります。訪問系サービスは、日常生活上の支援など地域生活を支える重要なサービスであり、地域生活への移行を推進する観点からも、ニーズに応じたサービス量の確保が必要となります。これまでの実績を基礎として、利用者数の伸びや地域生活移行等による新たなサービスの利用者数を推計しています。

単位：時間／月

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画		計 画		計 画	
	人	人日	人	人日	人	人日
居宅介護						
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護	95	1434	95	1512	95	1594
重度障害者等包括支援						

見込量確保のための方策

- ・サービス提供事業者の確保、特に精神障害者や重度の障害者へのサービスに対応するため、身体障害、知的障害へのサービスを提供している事業者や介護保険事業者へ必要な情報提供を図るなど、事業者との連携に努めます。
- ・サービスを必要とする障害者が適切にサービスを利用できるように、サービスの周知に努めます。
- ・サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・療養介護・短期入所（福祉型・医療型）があります。日中活動系サービスは障害のある人の自立と社会参加を図るため、利用者のニーズ状況に応じ適切に対応することが必要となります。

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、地域生活移行者や特別支援学校の卒業生等による新たなサービス利用者数を見込んで算出しています。

単位：人日/月

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計 画		計 画		計 画	
	人	人日	人	人日	人	人日
生活介護	62	1,240	65	1,300	68	1,360
自立訓練（機能訓練）	1	12	1	12	1	12
自立訓練（生活訓練）	4	84	4	84	4	84
就労移行支援	10	190	14	266	19	361
就労継続支援（A型）	14	283	16	320	18	360
就労継続支援（B型）	58	1,044	63	1,134	68	1,224
療養介護	4	4	4	4	4	4
短期入所（福祉型）	7	55	8	64	9	70
短期入所（医療型）	1	5	1	5	1	5

見込量確保のための方策

- ・サービスの提供体制について、事業者や利用者への必要な情報提供を図ります。
- ・サービス需要の把握に努め、サービス利用を希望する障害者がこれら日中活動系サービス等の提供を受けることができるよう努めます。
- ・日中活動系の社会資源が不足しており、今後サービスの需要の増加が見込まれるため、開設意向のある事業所に対して助言を行いながら、事業所の整備に努めます。
- ・就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。

3. 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助・施設入所支援があります。福祉施設や入院から地域生活への移行を促進していくためには、グループホームなどの居住基盤の確保が必要となります。

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸びや事業者の移行計画を反映して見込んでいます。

単位：人/月

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
共同生活援助	25	26	27
施設入所支援	29	29	29

見込量確保のための方策

- ・退院可能な精神障害者や施設に入所中の人の地域生活移行を進めていくことが求められています。また、障害をお持ちの人の父母が高齢となり、グループホームの需要はさらに高まっていますので、空き物件情報、転用可能な公営施設や市有地について、開設意向のある事業所に対して助言を行いながら、グループホーム等の整備に努めます。
- ・施設入所支援については、サービス提供事業者と連携を取りながら、障害支援区分等を適切に判定し、真にサービスを必要とする人が利用できるよう努めます。

4. 相談支援

平成24年4月からの法改正により相談支援体制の充実等が図られることになり、平成26年度末までに障害福祉サービスを利用するすべての障害児者を対象に「計画相談支援」を行い「サービス等利用計画」を作成しました。また、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成し、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う「地域移行支援」、居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を提供します。

算定の考え方

- ・「計画相談支援」については、これまでの障害福祉サービスの年間支給決定件数の推移や障害支援区分認定調査等の件数を見込み、全ての障害福祉サービス利用者に対し、計画相談支援が行えるよう見込みました。
- ・「地域移行支援」については、相談支援専門員等と協議をし、施設入所支援利用者及び入院中の精神に障害のある方の入所者数等を勘案して地域生活への移行者の件数を見込みました。
- ・「地域定着支援」についても、相談支援専門員等と協議をし、見守りを必要とする居宅で一人暮らしをしている障害者やグループホームを利用している障害者が自宅等へ戻り地域定着支援を必要とすると推計して、利用者数を見込みました。

単位：人／月

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
計画相談支援	35	38	40
地域移行支援	1	2	4
地域定着支援	1	2	4

見込量確保のための方策

- ・「計画相談支援」については、相談支援事業所において、在宅障害者の実態や家族構成・状況等を的確に把握し、居宅介護サービス等に関するサービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する障害者等のニーズに的確に対応していきます。
- ・「地域移行支援」については、施設入所者等の地域への移行を促進するため、関係機関等で協議を行いながら、社会福祉法人等に対し、グループホームの整備を促進していきます。また、精神科病院のケースワーカー、相談支援事業所との連携を強化し、円滑に退院促進が図られるよう地域移行支援を進めていきます。
- ・「地域定着支援」については、安心して居宅で生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、的確な障害福祉サービス等の提供も含め、相談支援を行っていきます。

5. 障害児支援

児童福祉法等の改正のため平成24年度より障害児施設・事業が一元化されました。障害児支援には、障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援があり、障害児通所支援、障害児相談支援は市町村が、障害児入所支援は都道府県が実施します。

■内容

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う「児童発達支援」、就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供する「放課後等デイサービス」、保育所等を現在利用中の障害のある児童が支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う「保育所等訪問支援」、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行う「医療型児童発達支援」、サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う「障害児相談支援」を提供します。

単位：人/月

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		計 画	計 画	計 画
児童発達支援 (医療型含む)	利用者数	26	27	28
	日数	400	420	440
放課後等 デイサービス	利用者数	36	37	38
	日数	544	559	574
保育所等 訪問事業	利用者数	1	2	3
	日数	1	2	3
障害児相談支援	利用者数	1	4	6

見込量確保のための方策

- ・ 障害児支援に関わる様々な関係機関、事業者等と連携し、利用ニーズを把握し、横断的なサービス提供体制を確保していきます。



第2節 地域生活支援事業の見込み

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施しています。本市では以下の事業を実施します。

- 必須事業
- ・相談支援事業
 - ・理解促進研修・啓発事業
 - ・成年後見制度利用支援事業
 - ・意思疎通支援事業
 - ・日常生活用具給付事業
 - ・移動支援事業
 - ・地域活動支援センター事業
- 任意事業
- ・訪問入浴サービス事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 - ・自動車運転免許取得・改造助成事業
 - ・巡回支援専門員整備事業

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は 障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的とし実施します。また、障害者総合支援法に規定する協議会を有田圏域で設置するとともに、専門的な内容を協議するための各専門部会を設置し、協議しています。

単位：箇所

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
障害者相談支援事業	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1

見込量確保のための方策

- ・委託相談支援事業所との連携を強化するとともに、障害をもつ人に一般相談の利用を促進ながら事業を実施します。
- ・地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす「地域自立支援協議会」を活用し、困難事例への対応のあり方等を協議します。

(2) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修 や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

単位：回

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
理解促進研修・啓発事業	あり	あり	あり

見込量確保のための方策

地域における障害をもつ人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、地域住民への理解を求めていくことが重要であることから、イベント等での啓発活動に取り組みます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

単位：人/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

目標の達成に向けた方策

制度の周知を図るとともに、成年後見制度の利用困難者に補助を行い、制度の利用を促進します。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、コミュニケーションの円滑化を図ることを目的に実施します。

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
手話通訳者・要約筆記者の派遣	5	7	9

見込量確保のための方策

- ・利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳者・要約筆記者の委託先団体の確保並びに質の向上に取り組みます。
- ・聴覚障害者情報センター等と連携してサービス水準が低下しないように利用者のニーズ把握に努めます。

(5) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とし実施します。

単位：件数

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
介護訓練支援用具	10	12	15
自立生活支援用具	15	18	20
在宅療養等支援用具	10	13	15
情報・意思疎通支援用具	20	25	30
排泄管理支援用具	500	510	520
住宅改修費	3	3	3

見込量確保のための方策

- ・利用者の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。
- ・利用の促進を図る観点から、日常生活用具に関する情報提供を行います。

(6) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等に外出するための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加の促進を図るために実施します。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
人 数	40	45	50
時 間	2,200	2,600	3,000

見込量確保のための方策

- ・自立生活や社会参加を支える重要なサービスとして、引続き支援を継続していきます。
- ・移動支援事業の情報提供の充実やサービス提供事業所を確保し、利用しやすい制度としていきます。

(7) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障害者等が通所して、日中活動を行うことにより、障害者等の地域生活の促進を図ることを目的とし実施します。

単位：箇所・人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
事業所数	1	1	1
利用者数	2	2	2

見込量確保のための方策

- サービスの内容の質の向上に努めるとともに、サービスについての情報を提供し、利用促進を図ります。

2. 任意事業

本市では、家庭の浴槽での入浴が困難な重度障害をお持ちの方への「訪問入浴サービス事業」、障害のある人（子ども）の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とする「日中一時支援事業」、社会参加を促進させる「身体障害者自動車操作訓練事業」「身体障害者自動車改造助成事業」、発達につまずきのある子どもを早期発見し、早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備事業」を今後も実施していきます。

また、スポーツや文化活動を通じて、体力増強、交流、余暇等に資するための事業を実施し、障害をおもちの方の社会参加を支援していく必要があります。

(1) 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴サービスを行います。

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
利用者数	2	2	2

見込量確保のための方策

- サービスについての情報を提供し、利用促進を図ります。

(2) 日中一時支援事業利用状況

日中一時支援事業は、障害者等に日中における活動の場所を提供することにより、障害者等及びその家族の福祉の増進に資することを目的とし実施します。

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
日中一時支援事業	40	44	48

見込量確保のための方策

- ・ サービス内容やサービス提供事業所に関する情報を周知するとともに、適正な支給、サービスの質の向上に努めていきます。

(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

給付対象者の正確な把握に努めるとともに、訓練費の支給等により、安定的な更生訓練を行えるよう支援を行っていきます。

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
更生訓練費給付事業	2	2	2
施設入所者就職 支度金給付事業	1	1	1

見込量確保のための方策

- ・ 給付対象者の正確な把握に努めるとともに、訓練費の支給等により安定的な更生訓練を行えるよう支援を行っていきます。

(4) 身体障害者自動車操作訓練事業・身体障害者自動車改造助成事業

身体障害者自動車操作訓練事業は、身体障害者手帳の交付を受けている者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、福祉の増進に資することを目的とし実施します。

また、身体障害者自動車改造助成事業は、身体障害者手帳の交付を受けている者が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とし実施します。

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
身体障害者自動車操作訓練事業	2	2	2
身体障害者自動車改造助成事業	1	1	1

見込量確保のための方策

- ・ 事業内容を検討し、障害のある人の社会参加を促進する観点から事業を実施します。
- ・ 広報等を利用し、制度の周知を行うとともに、給付対象者の正確な把握に努めます。

(5) 巡回支援専門員整備事業

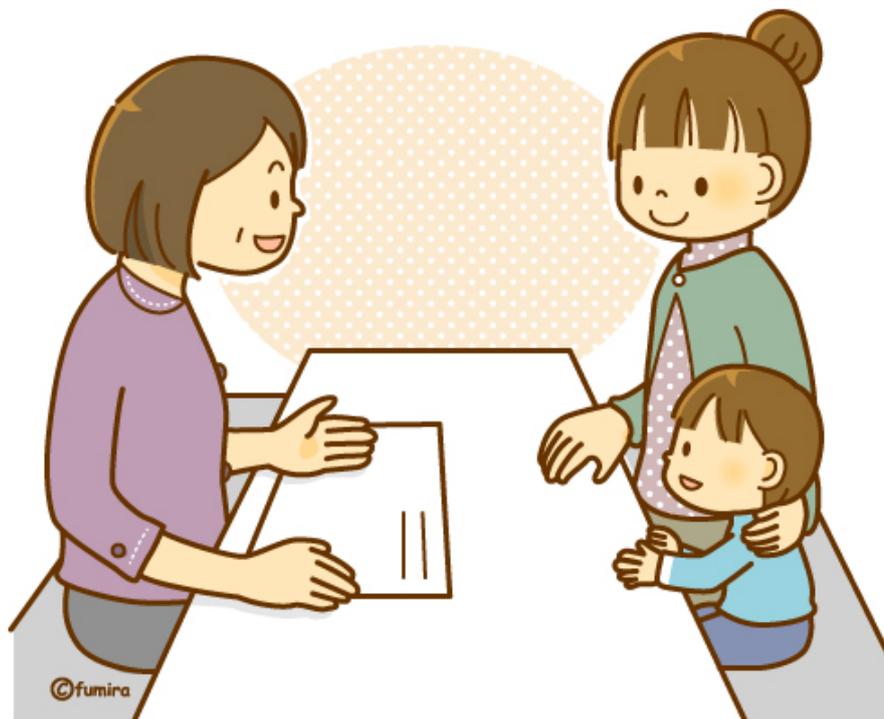
発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

単位：件/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	計 画	計 画	計 画
巡回支援専門員整備事業	50	100	100

見込量確保のための方策

- ・巡回等が必要な施設の現状を把握し、活動計画を立てながら実施します。



第8章 計画の推進体制

第1節 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、県や国、および社会福祉協議会との連携のもと、市民、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第2節 地域社会への広報および啓発活動

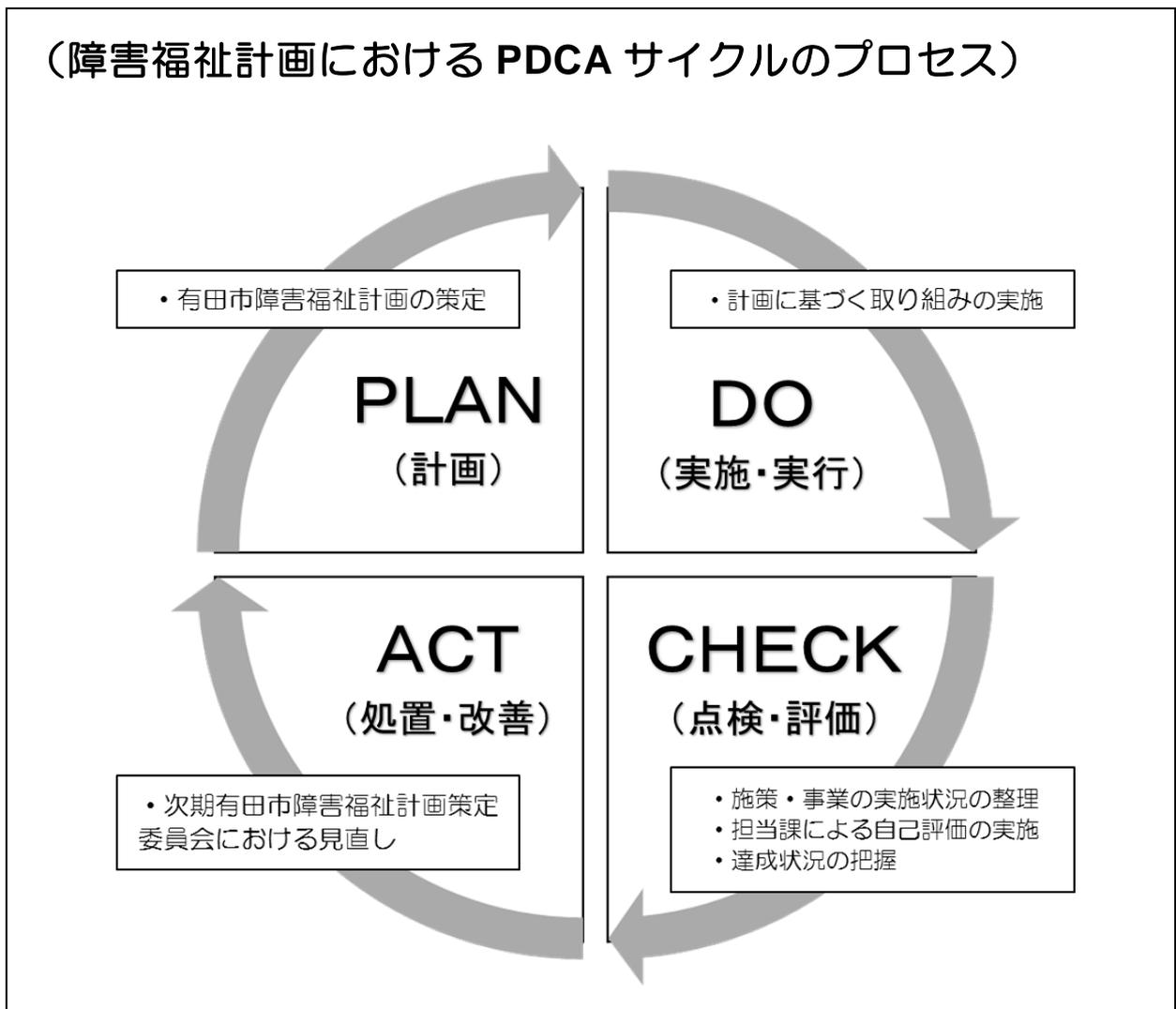
障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、市民意識を高め、市民に理解と協力、そして支援への参画を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

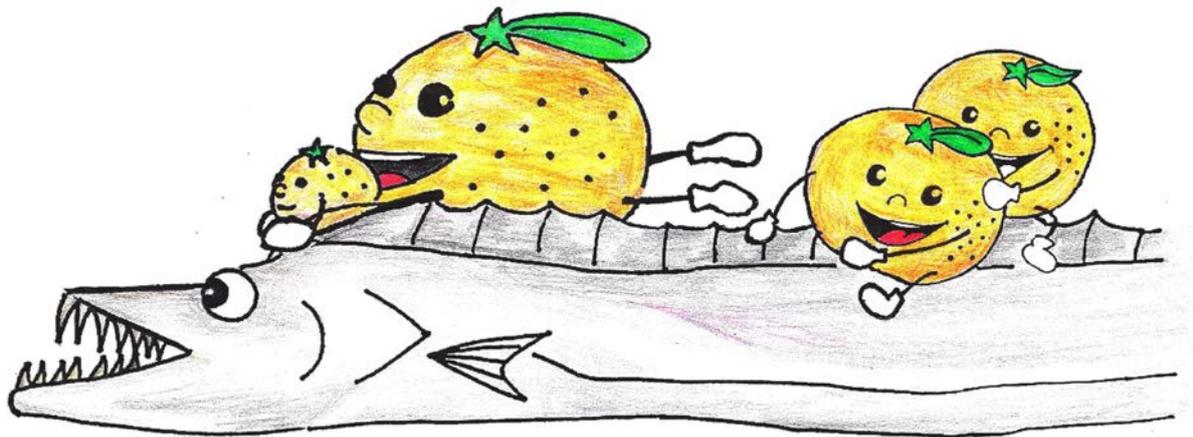


第3節 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。

そのためにも地域自立支援協議会にも毎年意見をお聞きし、計画の推進に活かします。また、毎年計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。





第4期 有田市障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

発行：有田市役所 市民福祉部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

TEL：(0737) 83-1111 (代)

FAX：(0737) 83-6205

Eメール：fukusi@city.arida.lg.jp

発行年月：平成27年 3月
